

## EBPMアドバイザー設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、EBPMアドバイザーの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「EBPMアドバイザー」とは、政策立案等に係る統計データの利用及び分析に知見を有する者であって、専門的な見地から市に指導及び助言を行う者をいう。

### (職務)

第3条 EBPMアドバイザーの職務は、市が推進するEBPM(エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案)に関連して、前条に掲げる指導及び助言等を行うこととする。

### (手続)

第4条 EBPMアドバイザーに指導及び助言を求めようとする所属の長は、企画課長に申し出なければならない。

### (秘密の保持)

第5条 EBPMアドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (依頼)

第6条 EBPMアドバイザーは、第2条に規定する者について、市長が依頼する。

2 EBPMアドバイザーは、浜松市職員の身分を有しない。

### (謝礼)

第7条 市長は、EBPMアドバイザーに対し、別に定めるところにより、謝礼を支払うものとする。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。